

Title	茨城県における幕府復興を看板にした陰謀事件の裁判史料(明治七年)
Sub Title	Historical Documents of the Kaisuke Kanazawa Plot of Insurrection 1874
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1986
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.59, No.3 (1986. 3) ,p.68- 78
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19860328-0068

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

茨城県における幕府復興を看板にした
陰謀事件の裁判史料（明治七年）

手塚 豊

解題

最近、私は「若松県における幕府あるいは会津藩復興陰謀事件に関する裁判史料」という一文を発表した。これは、これまでほとんど忘れられていた事件の史料である。それら事件の一つは、明治四年八月頃、若松県徒刑場に服役中の受刑者庄八ほか数名が、会津藩復活陰謀を計画し、獄外で同様の運動をしていたという旧会津藩足輕の一部と連絡を採らんとしていたところ、同じ受刑者の密告によって事が露頭し、主謀者庄八は斬刑に処せられたもの、他は一つは、明治六年一月頃、旧幕府歩兵樋川源之進なる者が、幕府復活陰謀のためと称する偽の連判状を作り、義金を募らんとした詐欺未遂事件で、主犯は逃亡したが、そのことを知りながら訴え出なかった連累者が処罰され

たものである。殊にこの後者の場合、そのこと自体は軽微な事件にすぎないが、幕府復活陰謀が金策の絶好の口実になるということは、当時の旧会津藩の人々に、そうした願望が根づよく残っていたことを意味する。そうした視点からみれば、前者の庄八らの事件はもちろんのこと、後者の樋川の事件も決して軽視すべきではない。それらは、当時の若松県における強い反明視政府の気運を反映したものだからである。

ところが、この樋川の事件と類似のものが、茨城県でも発生している。明治七年五月、茨城県久慈郡西金砂山における金沢魁助の一件がそれである。これまた、旧水戸藩領における反明治政府気運の象徴とみていいが、前に述べた若松県の事件の場合と同様に、これまで全く忘れられているものである。ここに私がその裁判史料を紹介する所以は、それは当時の茨城県の実

情の一端を伝える貴重な史実と考えるがためである。

事件の概況は、次の通りである。

幕末の水戸藩に二人扶持年給三両で召抱えられた那珂郡青柳村の金沢魁助は、明治元年に扶持を離れたため、生活に窮し、金策の方法として旧幕府再興を口実にして民衆を煽動し、暴動をおこさせ、豪商などから財物を奪取すること、あるいは一部の人を欺して義金を出させることなどを計画した。そして蜂起の具体的方法としては、先づ十数人の同志を集め、西金砂山権現の神輿を奉じて下山、太田駅に駐め、徳川家を再興して諸税の軽減を計ることを民衆に提唱し、それに共鳴する民衆の勢力で県庁に迫る騒擾の発生を企画したのである。しかし、予期した数の同志が集まらず、決行予定日を順延している内、明治七年五月八日、現地に出張した警察官に逮捕された。当局がどうしてこの事件を探知したかは、残念ながらわからない。

この事件は、いち早く東京の新聞にも報道された。次の同年五月二十日・新聞雑誌の記事が、それである（句読点手塚）。

茨城県下ニ於テ、頃日逆徒アリ。不良ヲ企テ既ニ本月六日、首謀五六名其県下久慈郡西金砂山^{（2）}ニ会シ神輿ヲ擁シ、時ニ乗シテ暴挙ヲ謀ラントス。蓋シ其主意ヲ聴クニ、維新以來、租税ノ目繁ク、黎庶収斂ノ切ナルニ困ミ、殆ト生計ヲ立ルニ遑ナシ。志下仁人之ヲ視ルニ忍ビズ。故ニ報國済民ノ為メニ同志ト共ニ熟議シ、先ツ太田駅^{（3）}御殿地ニ拠リ。遍ク遠近ノ者ヲ募リ、□産会社ヲ始メ其拳ニ与セザルトキ

ハ、悉ク排毀シテ置カズ、遂ニ県庁ニ迫リ、徳川武昭^{（4）}ヲ招キ兵力ヲ以テ大事ヲ興シ、事成ル上ハ、三年ノ租税ヲ免シ、政治拳テ徳川氏ノ故ニ復スルト云ヲ以テ、頑愚ノ細民ヲ煽動セリ。元來、此拳ヲ謀ル昨秋ヨリノ企ニシテ其党ヘ与スル輩モ多分之アル由、尤モ旧奸徒ト称セシ者ノミナリト。本日ハ登山ノ人数尠クシテ志ヲ遂ゲズ、依テ檄文ヲ作り、連判ノ同志ヲ促ス事、来タ発セザルニ先ツテ暴露シ、同八日、警部出張、太田駅ニテ巨魁ト覺シキ者縛セラレ、党与モ追々捕ニ就タル由。此月十一、二日ハ義烈二公ノ祭事アリ、旧知事公必ス瑞竜廟參ノ節、太田ヲ經一泊アルベシ。強テ擁載シ事ヲ拳ント謀ル。危機一髪ヲ容レス、幸ニシテ其機ニ至ラザルハ、真ニ公ノ冥護ナラント、同県下ヨリノ一報云。

この記事は、茨城新報第四十七号によって書かれたものと推測されるが、同新報が残っていないので、正確なことはわからない（本稿七七頁、七八頁註5・参照）。

なお、この記事が出た時点では、事件が真正正銘の幕府復活運動として報道されていることは注意を要する。それが単なる詐欺の口実であることが判明したのは、関係者が逮捕され、取調の結果であったものと思われる。

茨城裁判所の裁判は、明治七年八月に終り、同裁判所は、司法省に金沢に対する擬律を伺い出た。司法省は改定律例第一三〇条により「懲役百日」を指令した。これに従い、同裁判所は、

未決拘留期間を通算して、金沢に懲役八十九日を宣告、従犯の者には、それぞれ金沢より軽い刑を言渡した。その時期は、七年十月始めであったと推定される。

金沢ら関係者一同の経歴について、私は残念ながら全く知るところがない。

次に各史料の内容を、解説しておく。

一 金沢魁助に対する擬律について茨城裁判所何と、それに対する司法省指令

金沢の事件が、真正正銘の兇徒聚衆事件ではないことから、茨城裁判所はその擬律に迷い、司法省へ伺い出たものと思われる。司法省が準拠法として指示した改定律例の条文は次の通りである。

第一三〇条 凡強盗未タ行ハスト雖モ已ニ途ニ在テ捕ニ就

キ盜情頭跡アル者持兇器ハ懲役三年不持兇器ハ懲役百日金沢の行為は「兇器」を「不持」の強盗の未遂としての処罰が指示されたのである。茨城裁判所が金沢以外の被告に関する擬律を伺い出していないのは、金沢の分が確定すれば、他の者はその従犯として適当に処理できるものと考えたのであろう。

二 司法省への伺に添付された金沢に関する法廷記録

担当裁判官は権少判事吉本知幾、少解部神崎税稔、立会檢察

官は権少検事野沢俊元であったことが判明する。⁽⁹⁾吉本はおそらく所長であったものと思われる。⁽¹⁰⁾

金沢の調書により、事件の内容はかなり詳しく判明する。とくに幕府復興という題目には、金沢の身辺にも多くの賛成者がいるが、その陰謀の実行ということになると、とたんに脱落者が続出した事情がよくわかる。

なお、この調書の日付「明治七年八月廿四日」は、裁判の結審日とみていい。

三 茨城裁判所の判決を報道した茨城新報第六五号（明治七年十月二十七日）の記事

この記事により、金沢始め関係者一同に対する茨城裁判所の判決の内容が判明する。

金沢に対する司法省指令の量刑が「懲役百日」であったことは前に述べた。明治七年五月二十五日・太政官布告第五七号「滯獄罪囚減役例図」には、「凡懲役十年以下ノ罪人疑難等ニ係リ口供甘結後滯獄三十日以外ニ及フ者ハ並ニ三十日ヲ除クノ外曠過スル日数ヲ本罪内ニ算入シテ罪ヲ科ス」とある。すなわち裁判結審後、判決言渡までの期間が三十日以上あった場合は、その期間から三十日を差し引いた期間を本罪から控除するという意味である。金沢の場合、「百日」から十一日間が控除され、八十九日の懲役が言渡されたのである。ということとは、結審後四十一日を経て刑の言渡が行われたことになる。結審日は前に

述べたごとく八月二十四日であるから、判決の言渡日は十月五日であったと思われる。

金沢以外の被告については、量刑のみ書かれており、判決文を欠く。それがため、どのような法律操作で、その量刑が決定されたのか、正確にはわからないが、大体の見当はつく。

西山壯之助の場合、宣告された刑は「懲役六十九日」、それに「十一日」を加えると、本罪は「懲役八十日」ということになる。改定律例第一二九条に「凡強盜脅誘セラレ畏懼随行シテ室ニ入り贖ヲ分ツ者ハ本犯ニ二等ヲ減ス」とある。強盜随行者すなわち従犯は主犯より「二等減」という規定である。西山にはこの規定が準用され、金沢の「懲役百日」の二等減すなわち「懲役八十日」が決定されたものと思われる。

贖罪金の場合、「二円廿五銭」の原刑は「懲役三十日」、「一円五十銭」のそれは「懲役二十日」、「七十五銭」のそれは「懲役十日」である。それらの懲役刑に該当する「平民」が「過誤、失錯連累、其他不幸ニ出テ、事情憫諒ス可クシテ、実斷シ難キ者」が金銭による贖罪を許されるのである（改定律例「改正贖罪取贖例図」）。「懲役三十日」と「懲役二十日」の準拠法は改定律例第二八九条（不応為条例）「凡二人以上同ク不応為ヲ犯シ首タル者懲役三十日ニ該レハ従ハ懲役二十日……所犯軽重ノ分アレハ不応為軽重ニ分擬シ首従ヲ以テ論セス」によつたものであろう。「不応為」とは「凡律令ニ正条ナシト雖モ、情理ニ於テ、為スヲ得心カラサルノ事ヲ為ス者」（新律綱領・不応為

である。「懲役十日」の準拠法はわからない。

また「呵」は、改定律例第六条「凡所犯極テ輕ク罪懲役十日ニ及ハサル者ハ止タ呵責シテ放免ス」⁽¹⁾による刑である。

なお、真弓村の鴨志田常五郎が「自首其罪ヲ免ス」となっているが、これは新律綱領の犯罪自首の条「凡罪ヲ犯シ。事未タ發覺セスシテ。自ら自首スル者ハ。其罪ヲ免ス」による措置と思われる。とすると、この人の自首によって金沢の一件は、露顯したのかも知れない。

(1) 拙稿「若松県における幕府あるいは会津藩復興陰謀二件に関する裁判史料」・拙編「近代日本史の新研究」IV・昭和六〇年・二四七頁以下参照。

(2) 西金砂神社（お金砂さん、日吉大権現）は、太田から約四キロの地にあり、祭神は大己貴命。明治六年八月から村社となっていた（「茨城県神社誌」・昭和四十八年・一〇二頁、一〇二五頁）。この神社の神輿を利用せんとしたのである。

(3) その頃の茨城県の警察組織は、明治七年四月二十四日・茨城県布達第一〇一号により、県庁内に警察係の本局があり、久慈郡太田には出張所が置かれていた（「茨城県警察史」上巻・昭和四十六年・一六五頁）。同所員によって逮捕されたものと思われる。

(4) 藩政時代、旧佐竹氏居城の太田城の跡には、水戸藩家老中山氏の別館が置かれ、藩主の巡村や瑞竜山（藩主代々の墓地）墓地参拜の際の宿所に利用され、それは太田御殿と呼ばれた（角川「日本地名大辞典」8（茨城県）・一一一四頁、常陸太田市史・通史編・上巻・昭和五十九年・八二九頁以下、「市史余談百話集」・昭和六十年・九〇頁以下、「旧御殿地」というのは、太田御殿の跡地である

5.

(5) 徳川昭武は、最後の水戸藩主、明治二年三月、版籍奉還を請い、六月に許されて水戸藩知事に任ぜられ、四年七月、その職を免ぜられた(「徳川昭武」・「明治維新人名辞典」・昭和五十六年・六五五頁)。

(6) 府県(東京府を除く)の警部は、明治八年十月二十四日・太政官達第八十一号によって設けられたものであり、茨城県の場合、同年十一月二十八日に、一等警部一名、二等警部一名、五等警部二名、六等警部四名が発令された(「明治八年府県官員任解録」巻五・国立公文書館蔵)。したがって、明治七年五月現在、茨城県に警部は存在しない。「新聞雑誌」の記者は、東京警視庁に警部がいたことから(明治七年一月十五日・太政官達第六号)、茨城県にも「警部」があるものと誤解したのであらう。

(7) 註5に同じ。

(8) 茨城裁判所は、明治五年八月十二日に設置された(「司法沿革誌」・一八頁)。

(9) 吉本知幾(天保四年―明治二十八年)は、高知県士族、明治四年頃、司法大解部として司法省へ入り、七年頃、権少判事となり、後に宮城上等裁判所判事となった(「国民過去帳」・昭和十年・四四二頁)。野沢俊元は長崎県人、明治五年、司法省十等出仕就任、この事件後の明治八年に千葉県一等警部となり、後に東京府六等属となる。明治四十三年逝去(前掲書・一一六七頁)。神崎税稔については知るところがない。

(10) 茨城裁判所の所長人事に関する記録は、私はまだみる機会を得ない。

(11) 「阿」の刑は新律綱領の刑名にはないが、刑部省時代から犯罪者の刑としてそれがみとめられ、改定律例では正式の刑名として採

用された(拙稿「国家的刑罰権と非国家的刑罰権」・拙著「明治刑法史の研究」上巻・二〇七頁―二〇八頁)。

* * * * *

一 金沢魁助に対する擬律についての茨城裁判所何と、それに対する司法省指令(法務図書館蔵「諸県口書」明治七年・十三・賊盜・第五九一号)

第二十五号

常陸国那珂郡青柳村平民

金沢 魁助

右之者別紙罪案之通ニテ政体ヲ一変セン県庁ニ強願セン等ハ只口ニ唱ヘ候ノミニテ全ク其真意糊口ノ策ニ迫ルヨリ之ヲ立ントノ意ニ出候迄ノ儀ニ付兎徒聚衆ニシテ未タ成ラサル者トモ論シ難ク外ニ的律モ之レナクニ付奉伺候条至急御指揮被下度候也
明治七年八月廿五日

茨城裁判所

権少判事

吉本 知幾

大木司法卿 殿

甲戌九月二十七日

〔印〕

〔印〕

〔印〕

該犯曩キニ旧藩改革ニ際シテ食禄ニ放レ糊口ノ途ヲ失

シ困迫ノ余旧政興復ヲ名トシ官庁ニ迫リ租税ヲ減免スル等ノ言ヲ唱フルハ固ト愚民ヲ煽動シ機変ニ投抵シテ財ヲ得ンコトヲ図ルノ情ニ出ルヲ以テ
改定律例第三十条

強盜未タ行ハスト雖モ已ニ途ニ在テ捕ニ就キ盜情顯跡アル不持兇器ノ者ニ擬シ

懲役百日

詐欺財ヲ得サル罪ハ輕ニ依リ論セス ⁽²⁾ 金沢 魁助

長岡

清岡
公張

青木

二 司法省への伺に添付された金沢に関する法廷記録

(前掲諸県口書)

茨城裁判所調	権少検事	野沢俊元
	権少判事	吉本知幾
捕縛明治七年五月八日	掛	神崎税稔
	少解部	常陸国那珂郡青柳村平民 金沢 魁助 三十四年九月

自分儀ハ前書青柳村平民金沢彦四郎長男ニ候所去ル安政三

年丙辰十二月中旧水戸藩へ召抱ラレ二人扶持年給三兩受領目付方下役押役相勤メ慶應二年丙寅八月申二兩ノ増給ヲ受ケ同同心相勤メ居候処明治元戌辰年藩政恢復困難ノ際ニ當リ扶持米並ニ抱ヲモ召放サレ以來活路ヲ失シ困窮ニ立迫リ居候処ヨリ今一度徳川家再興統テ水戸家ヲモ旧ニ復シ従前ノ如ク扶持米ヲモ相受ケ候ハバ貧路ヲ免カレン且差當リ金子等貸スヘキ者モ之アラハ欺トリ今日ノ活計ヲ補ハン存心之アリ候折柄去ル明治五年六月上旬久慈郡太田駅鈴木茂助ハ從弟ニ付同人宅へ相越シ候処同郡国安村當時行衛不知鈴木才一郎ニ面会其節徳川家再興致シ度事成就ノ上ハ立身ノ一ツ也抔申咄シスル大望ヲ企テ同志ヲ募リ候ニハ金子融通相立ズ候テハ其功遂ガタク金策ノ道ハ之アル間敷キト談合致シ候処同郡中利負村飯島啓助ハ知ル人ニ付同人ニ依頼シ如何杯トモ金策致スヘキ旨申ニ付其節再会ヲ約シ相別レ同月中旬同人同道ニテ飯島啓助宅へ相越シ才一郎ニハ自分ヲ指シ旧水戸藩士吉田魁助ト申人ニテ今般国家人民ノ為徳川家ノ再興ヲ企ツル所ノ人也其手當トシテ金十兩貸遣ハスベシト固ヨリ欺トルノ心得ニテ申入サセ候ヘトモ金子之ナク旨断ニ付止ヲ得ス才一郎ニモ相別レ其後ハ黙止居候然ル処水戸上市金町橋載富田彦一向丁水谷藤蔵等種々ノ儀ヲ県庁へ申立官ノ力ヲ借り事ヲ起シ己レノ利ヲ計リ夫故諸税モ厚ク且ハ病院ニ名ヲ寄セ徳川家世々存在ノ堀ヲ埋ミ之ヲ民費ニ課ス等皆彼等ノ所為也ト下民憤怨ニ不堪抔トノ巷説之アルヨリ尚熟思スルニ自分儀斯イツ迄此儘手ヲ空シク

シテ光陰ヲ送り候共何レノ日アリテ幸事ノ出来ル時モ之ナク善惡トモ何事カ一事ヲ起シ候ハ、是ヨリ運勢崩サズ所モ之アランカト終ニ奸策ヲ案シ出テ久慈郡西金砂山権現ハ近村ノ人民仰テ尊信スル所ノ神ニシテ此神輿磯下リト唱へ太田駅ニ下ル時ハ実ニ遠近ノ男女陸続群ヲ成スコト近時ノ此例モ之アル儀且下民共彼三奸商等ヲ忿怨ニ存シ居ル等能機會也此機會ヲ外サス愚民ヲ煽動シ予シメ人員十名余モ相集リ候上ハ右神輿ヲ奉シテ下山シ太田駅旧御殿地ト唱へ候場所へ相駐メ候へハ近傍ノ人民金砂山神社出社ト相心得参拜ノ為數人相集ルベク爰ニ於テ当今ノ政体惡シク之カ為諸稅民費トモ増加シ如何シトモ捨置カタク人民実ニ艱難ノ至リ座視スルニ忍ヒス我ハ身ヲ抛ケテモ人民ニ代リ県庁ニ迫リテ歎願シ貢租半額ニ相ナリ候様トカ又ハ徳川家再興相ナリ候様致スヘクトカ申論シ候ハ、人望掃スルコト必定ナルヘシ然シテ同氣相聚リ候ハ、中ニハ智者モ才子モ之アルヘキニ付之ニ謀リテ如何様ナリトモ歎願ノケ条ヲ取設ケ之ヲ名トシテ県庁ニ通ルトカ又其勢ニ乗シ豪商等ノ財物ヲ侵奪シ何地ヘナリトモ逃遁ル、トカ其他時ニ臨ミ機ニ応シ宜シキヲ汲ンテ事ヲ謀ラハ何カ一身ノ幸ヲモ出来ランカトノ存心迄ニテ其実確ト先ノ目途ヲ立据へ候儀並ニ其他深キ巧トテハ聊之ナク然レトモ当水戸表ノ儀ハ徳川三家ノ旧領ニ付徳川氏再興トカ又ハ稅額民費等相減シ候様歎願致ストカ申唱ヘズ候テハ農民共ヲモ引出ルノ道ナク且外ニ施スベキ奸策モ之ナク儀ニ付只人ヲ引入ル、口実ニ迄申触レ人ヲ

同党ニ引込又ハ誘出シ候次第左ノ通

本年二月廿三日以来同郡谷河原村鈴木才助宅へ所用ニテ度々相越シ候儀之アリ其節々同人トモへ徳川家再興相企度旨相咄シ同意ノ者モ之アリ候ハ、周旋致シ呉度旨申入候儀モ之アリ候折柄同三月十一日同宅ニ於テ同郡磯部村片岡栄助ニ出会同人へモ右企ノ一件相語り候処我隣家ニ二ノ宮常助ト申者之アリ同人ナレハ同意致スヤニモ察セラレ候旨申ニ付何卒周旋致シ一度面会致サセ呉度旨相頼置同四月六日棚谷村吉成清助ハ兼テ懇意ニ付同宅ニ至リ一泊前書大望企ツベク間同意可致旨申勸メ定日並ニ方法手続ハ追テ報知ニ及フヘク旨申置翌七日帰宅其後同四月廿一日太田駅戸田屋三郎平方へ相越シ一泊翌廿二日片岡栄助ヨリ報知ニ依リ爰ニ始テ二ノ宮常助ニ面会致シ候処其許人民ノ為大望企ラル、ノ由兼テ片岡栄助ヨリ窃ニ承リ及ヒ候其方法手続ハ如何ノ見込ニ候哉ト相尋候ニ付予シメ人員相整候上ハ久慈郡上宮河内村西金砂山ニ屯集シ磯下リト唱へ神輿ヲ奉シテ下山シ太田駅旧御殿地ト唱へ候場所へ神輿ヲ駐メ候へハ愚民何氣ナク出社ノ心得ヲ以テ必定大勢相集ルヘク爰ニ於テ当今ノ政体惡シク之カ為メ諸稅増シ民費加ハ、リ日々人民艱難ニ陥リ実ニ坐視スルニ忍ヒス我ハ身ヲ抛チテ人民ニ代リ県庁ニ迫リテ歎願セント欲ス心アルノ人ハ茨城マテ出ルヘシ心ナキノ人ハ之ヨリ帰村スルモ亦妨ナシト恩厚順和ノ説論ヲ加へ候へハ衆人之ニ靡クヘシ着県ノ上ハ囚獄監倉懲役場ヲ打破リ囚人ヲ引出其邸舎ハ尽ク放火シ之ヲ從へ

直チニ県庁ニ立迫リ官員ヲ追放シ手ヲ分テ彼堀富田水谷ノ三奸商ヲ捕縛シ財物ヲ侵奪シテ同断放火シ旧藩政ノコトク政体ヲ一変シ三ヶ年ノ間貢租半額トノ表杭ヲ建テ示シテ頑民ノ人望ヲ得人氣ヲ聚メテ隣県ヲモ俱ニ屠リテ終ニ謀リテ天下ニ及ボサントノ心得也尚委詳ノ事並ニ定日等ハ追テ決議スヘント事巧マシク相咄シ候処彼大ニ感シタルノ様子ニテ其儀ハ素ヨリ企望スル処ニシテ勿論同意也然ル上ハ一日モ早ク連判血印致スヘクト申候ヘトモ其儀ハ再会ノ節ト相別レ同志相集ムヘクト存シ兼テ知ル人上宮河内村柏源吉宅へ相越シ候処同人他行留主中（森本）ニ候ヘトモ一泊候打柄同隣家政平二男小森兼助来リ候ニ付若無人ノ節ハ之ヲモ党類ニ引入ヘクト窃ニ存シ陽ニ以後懇ニ交ハルヘク旨ニ詐リ姓名ヲ帳面ニ記載シ翌朝同宅ヲ退出同月廿四日吉成清助宅へ相越シ来ル四月卅日定日トナシ一同登山致スヘク間必其許ニモ登山致サルヘント申置尚熟思スルニ片岡栄助ノ手蔓ヲ以テ二ノ宮常助ヲモ同党ニ引入レ同人へ弘言ハ咄キ候ヘトモ未タ同党モ充満致サ、ルノ儀ニ付尚相求ムヘクト相考ヘ同郡ノ真弓村安嶋太郎右エ門ハ兼テ戊辰藩政恢復ノ際方向ヲ誤テ徒役ニ驅使セラレ候由承リ居候間必定此事件ニ付テハ同意致スヘシト相越シ前書ノ始末申談シ来ル四月卅日定日ニ付登山致シ吳度申頼候処親族ノ内失踪候者之アルニ付夫カ為メ他行致サステハ相ナラス間連モ登山ハ相ナリ難ク答ニ候ヘトモ押テ相頼候処若太田駒マテモ出社相成リ其節帰宅致シ居候ハ、同道致スヘク候ヘトモ先ツ当ニハ相ナ

ラサル段申ニ付然ハ外ニ同志ノ者モ之アリ候ハ、周旋致シ吳度旨相頼候処居村ニ鴨志田常五郎ト申者之アリ之モ困難ノ際ニ当リ同シク駆役ヲ勤メ候者也ト申ニ付即時同人案内ヲ以テ常五郎宅へ相越シ是又同断始末相咄シ候処一旦ハ相辞ミ候ヘトモ達テ同意致サセ来ル卅日登山ノ旨申置立婦リ同月卅日早朝同村広瀬政吉ヲ申勅メ引連レ自宅立出兼テ太田駒戸屋三郎平方ニテ常助ニ出会同行ノ約定ニ付相越シ待居候ヘトモ来ラサルニ付政吉ヲ以テ同人宅へ向ニ遣シ候処他出ノ由ニ付止ヲ得ス政吉兩人ニテ金砂山へ登リ待居候ヘトモ常助並ニ清助常五郎等来ラス依テ同夜ハ同山内ニ夜ヲ明カシ翌五月一日早朝ヨリ神輿ノ鎮処山内ノ景況等ヲ熟覽シ立婦ルノ途中吉成清助方へ何故登山不致哉ト立寄り候処病氣ニ付登山不致旨ニ付然ハ此上ハ来ル六日ト相定メ候ニ付必登山致シ吳度旨申置夫ヨリ戸田屋三郎平方へ立寄候処常助居合其許登山ノコトハ仄ニ承リ候ヘトモ指支之アリ登山致サ、ル旨申ニ付然ハ此上ハ来ル六日ト相定メ其旨吉成清助へモ打合セ置候間必登山致スヘク旨申約シ此節始テ広瀬政吉へ大望ノ企之アル儀相明カシ来ル六日登山定日ニ付当三郎平方迄相越スヘク者申一旦差返シ自分ハ同家ニ相泊リ翌二日立出兼テ約シ置候処ノ定日相変リ候ニ付相知ラスベク為鴨志田常五郎宅へ相越シ候処同人留主中ニ付其赴書面ニ相誌シ指置同三日同郡上谷河原村森山幸右エ門モ兼テ戊辰国難ノ際駆役相勤メ候コトモ之アリ候由ニ付突然同宅へ相越シ大望企ノ一件相咄シ登山致シ吳度旨申入

候処斯ク自分ニ於テハ眼病且七十以上ノ双親アリ迎モ登山ハ難相成ト申辞ムニ付然ラハ太田駅迄出社ノ節ハ壮年ノ者共ニテモ差出サルヘキ方然ルヘント申置婦宅シ同五日早朝出宅二ノ宮常助方ヘ相越シ最早定日ノ六日ニ相逼リ居候ニ付今ヨリ同道致スヘント申入候処折柄近隣ニ不幸之アリ同道ハ難相叶候ヘトモ必明六日ニハ相越スヘク何レニテ出會候ヤト申ニ付花房村居酒渡世小関彦八方ヘ申置候間是ニテ承リ吳度旨嘸シ置相別レ右彦八宅ニ至リ左ノ行衛ヲ申繼キ吳候様申置尚飲酒致シ居候処其節名前不知磐城國警前部高萩村平民平二郎ニ男西山壯之助モ来リ隣座ニ於テ同様酒相用ヒ居候ニ付何レノ人ニ之アルヤト相尋候処方今ハ此近辺所々ニ左官渡世ト身ヲ沈メ居候ヘトモ元ハ堀田相模守家来也ト申ニ付同人ヘモ窃ニ右企ノ事件相謀リ候処俱ニ力ヲ合セテ大望遂クヘク旨申ニ付同道致シ自分親族根本村大内民藏方ニ一泊翌六日正午十二時頃二ノ宮常助広瀬政吉相来リ候ニ付同家發足登山スルノ途中下利員村酒渡世後藤仙右エ門ハ壯之助知ル人ノ由ニ付立寄飲酒致シ候末自分ヨリ家主仙右エ門ヲ窃ニ相招キ今般徳川家再興ノ企之アリ付テハ其發スルノ時ニ至リ候ヘ、鉄砲劍類借用致シ度申入候処先年ハ所持致シ居候ヘトモ当節ハ之ナク段申ニ付一同退出夫ヨリ中利員村浴湯場石川源十宅ヘ相休ミ使ヲ以テ前書飯島啓助ヲ呼ビニ遣シ候処使並ニ啓助トモ来ラス候ニ付同家立出途中ヨリ昨年中相談シ候徳川家再興ノ一件今度弥相発シ候間早々其許ニモ出ララルヘントノ書翰ヲ遣シ置夫ヨリ

前書柏政吉宅ヘ立寄り前書企ノ一件相咄シ立身ノ一ツトモ相(まじ)ナルヘク間ニ男政吉ヲ貸吳度旨申入候所貸スヘク旨ニ付同夜五人連ニテ西金砂山ニ登リ山内ノ茶店ニテ其夜ヲ明カシ七日ニ至リ待居候ヘトモ吉成清助嶋志田常五郎等出来ラズ候ニ付早々登山致スヘクトノ書面ヲ認メ広瀬政吉柏政吉ノ兩人ヲ以テ先ツ吉成清助宅迄持參リ柏政吉隣家小森兼助ヲモ同道致スヘシ若シ辞ムニ於テハ斬殺スヘク旨申聞候ト申遣シ候処広瀬政吉ニハ途中ヨリ変心候由ニテ所用之アルト稱シ何レヘカ立去リ候趣且吉成清助ハ留主ノ由ニテ小森兼助ノミ同道ニテ同日夕暮帰来リ候ニ付何分斯ル少人ニテハ神興ヲ奉スルコトモ難相成ニ付再同志ヲ募リ登山致スヘクト一先下山シ前書柏政吉宅ヘ立寄り自分並ニ二ノ宮常助西山壯之助柏政吉小森兼助五人ノ連名帳ヲ造リ或ハ花押或ハ楯印等ヲ成シ同家立出同夜十二時頃前書中利員村飯嶋啓助宅ヘ相越シ兼テ頼置候処ノ金十五円モ貸吳度旨達而相頼ミ候処手元ニハ更ニ無之旨ニ付然ハ隣家ニテモ借替用達吳度申候処斯ク夜中隣家ニ至リ金子可借訳ニモ參ラス旨申ニ付然ハ明七日ハ少々ニテモ宜敷候間借換太田駅戸田屋三郎平方マテ指出吳候様申置同家立出途中ニテ常介ニハ相別レ余四人連ニテ右三郎平方ニ罷アリ候処翌八日召捕ハレ候事

右之通相違不申上候 以上

明治七年八月廿四日

金沢 魁助

三 茨城裁判所の判決を報道した茨城新報第六五号

（明治七年十月二十七日）の記事

（管下雑報）本誌第四十七号⁽⁵⁾ニ記載セシ平民金沢貞次郎後魁

介ト改ム当四月久慈郡金砂山ニ同徒ヲ会シ神輿ヲ奉シ県庁ニ迫
ラントノ暴挙ヲ企テ事期ニ至ラス発露シ太田駅ニ於テ遂ニ縛ニ
就ク其徒十余名巨魁魁介ト共ニ今般茨城裁判所ニ於テ決法相成
リタリ其罪状多クハ雑犯律違式ニ問ヒ或ハ軽重アレトモ咸以テ
魁介ノ逆意ニ従フ所ノ断罪ナレバ全ク其科目ノミヲ掲ク

常陸国那珂郡青柳村平民

金沢 魁介

同一円五十銭

政平二男

小森 兼助

自首其罪ヲ免ス

同 平民

安島太郎衛門

贖罪金七十五銭

同 茨城郡水戸上町士族

鴨志田常五郎

同

同 細谷村平民

鴨志田龍三

同一円二十五銭

同 久慈郡磯部村平民

石川次郎介

同七十五銭

同 那珂郡青柳村平民

二ノ宮恒介

無構

同 久慈郡中利員村平民

広瀬 政吉

其方儀旧水戸藩改革ニ際シ食禄ニ放レ糊口ノ途ヲ失スル迪西
山壯之助其他数名ヲ同党ニ引入レ愚民ヲ煽動シ騒乱ヲ起シ其
機変ニ乗シテ財物ヲ奪得シコトヲ謀リ又ハ飯島啓介ヲ相欺キ
金円ヲ詐取ント致スコトニ罪ノ内改定律例第三百三十条不持兇器
強盗未タ行ハサル者ニ擬シ懲役一百日可申付処罪案梅印濟滯
獄三十日以後之日数十一日ヲ扣除シ懲役八十九日申付ル

同

同 磯部村平民

飯島 啓介

懲役六十九日

磐城国磐前郡高萩村平民

同

同 片岡 栄介

平二郎二男 西山壯之助

同

同 孝之介

贖罪金二円廿五銭

常陸国久慈郡上宮河内村平民

同

同 谷河原村平民

鈴木 才介

同上

同人二男 梅原 □吉

同

同 上河合村平民

森山幸衛門

同七十五銭

同国同村平民

同

- (1) これらの捺印により、司法省指令に關与した官員の氏名が判明する。古莊嘉門は七等出仕、草野允素は大解部、長岡重弘は權少判事、清岡公張は權中判事、青木信實は中判事である(明治七年「官員録」・九八枚裏、一〇一枚裏、一〇一枚表)。
- (2) 數罪俱発の場合、改定律例は吸収主義を採っているから(第七十一條、重い方の一罪で処罰された)。
- (3) 「帝國名譽録」(明治二十三年)には、水戸の部に「上市上金町富田彦市、埜載、上市向井町水谷藤助」の名がみえている(四三八頁)。また「茨城富豪盛衰記」(昭和三十五年)には「日清戰爭當時の水戸の多額納稅第一位富田彦市」とある(二七頁)。富田は「彦市」、水野は「藤助」が正しいのであろう。
- (4) 堀田相模守正倫は、最後の佐倉藩主である(「堀田正倫」・前掲明治維新人名辭典・八七七頁)。
- (5) この茨城新報第四十七号は、事件の第一報を掲載したと思われるが、現在、その号の現物は湮滅して伝えられていない。

(八月二十九日稿)

後記 本稿起草に際し、後藤峯夫氏(金砂郷村教育委員兼、中山勝君(国学院大学大学院特別研究生)、茨城県立図書館染谷氏から御支援をうけた。ここに記してその学恩を謝す。